

トラック運送業の取引の適正化について

浸透策の強化

- **中央及び全都道府県**における運送事業者や荷主、関係省庁により構成される協議会の枠組みを活用しながら、**荷待ち件数が特に多い品目ごとのセミナーを実施するなど、個別課題にきめ細やかに対応し、取引の適正化に向けた浸透策を強化。**

荷主等により構成される会議体での課題検証

- 運送事業者や荷主、関係省庁（内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、環境省）等により構成される「**トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会**」（中央協議会※）において、**浸透状況に係る調査の結果を踏まえフォローアップ**

※ 中央協議会の構成（抄）

- ・全ト協副会長
- ・経団連産業政策本部長
- ・日商産業政策第二部長
- ・連合総合政策局長
- ・学識経験者
- ・経産省・農水省など関係局長

荷待ち件数の多い品目別の課題検証

個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあることから輸送品目別に検討を行うことが効果的

平成30年度～令和元年度

荷待ち時間実態調査において、**荷待ち件数が特に多い①加工食品、②建設資材、③紙・パルプ**について、荷主が参画する懇談会を設置し、**現状・課題の把握**を行うとともに、**実証実験の実施等により取引環境と長時間労働の改善に向けた方策を検討**。

令和2年度

○上記3分野について以下を実施

- ・前年度までの検討結果を踏まえて策定した「**取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン**」を公表（5月）。
- ・経産省、農水省、厚労省と連携し**荷主団体・傘下企業に対してガイドラインの周知、及び講演を実施**（例：7/15 日本製紙連合会等）（加工食品関係：122団体、建設資材関係：35団体、紙・パルプ関係：37団体）
- （新規2分野）荷待ち時間実態調査において、**引き続き荷待ち件数が特に多い①生鮮食品（生乳）、②飲料・酒**について、取引環境と長時間労働の改善に向けて**実証実験を実施**予定。
- 上記の取組を行ってもなお取引適正化に向けた取組みを行わない荷主に対しては、**貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを実施**。

令和3年度

前年度までに検討してきた課題改善策等について、**地域特有の課題の深度化**を図る予定。

取締権限の積極活用

- 事業法等（※）に基づく取締権限等を根拠に、**関係省庁と連携して不当・違法な取引に対する是正に向けた働きかけ、調査、指導、勧告等を実施**（勧告等まで至らなくても、個社に対して調査や指導を実施）。

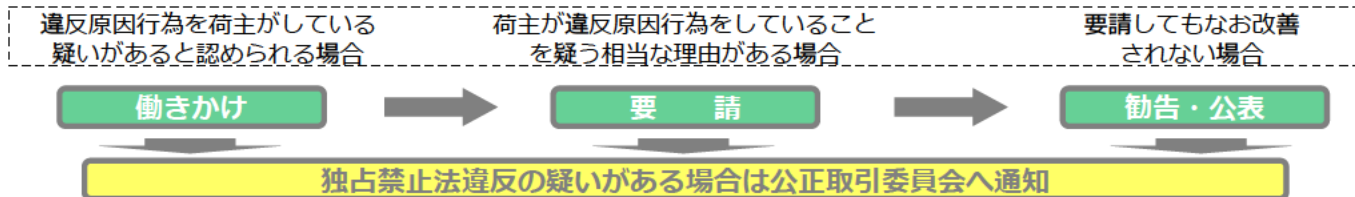
※ 貨物自動車運送事業法、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法 等

【例】貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ

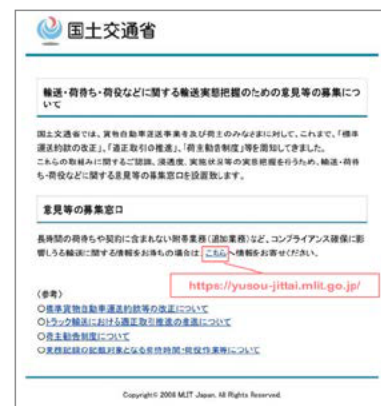
- ・ 制度改正について荷主・運送事業者向けに**関係省庁連名で周知**。**違反原因行為に該当し得る行為を例示**。

【例】・荷主都合による長時間の荷待時間を恒常的に発生させているような行為（過労運転を招くおそれ）
・異常気象時など、安全な運行が困難な状況で運送を強要する行為（輸送の安全確保義務違反を招くおそれ）

- ・ 国交省HPにおいて**設置した意見等の募集窓口を活用**。荷主の行為について、幅広く情報収集。
今後、収集した情報に基づき、関係行政機関と連携して、**荷主への働きかけを実施**していく。



荷主への働きかけのフロー



国交省HP：意見等の募集窓口

取引環境の適正化等に資するための予算（令和2年度予算額：約1億円）も活用しながら対応中
令和3年度も必要な予算要求を実施する方向で検討中